

平成20年第4回三笠市議会定例会

平成20年12月19日（第2日目）

○議事次第（第2号）

- 1 開議宣告
- 2 諸般報告
 - (1) 一般行政報告
- 3 議 事
- 4 閉会宣告

○議事日程

- | | |
|---------------|--|
| 日程第1 | 諸般報告について（一般行政報告） |
| 日程第2 | 議案第66号、議案第67号、議案第70号及び議案第71号までについて（委報第7号） |
| 日程第3 | 議案第68号、議案第69号及び議案第72号から議案第76号までについて（委報第8号） |
| 日程第4 議案第77号 | 議会運営委員会及び各常任委員会所管事項調査について |
| 日程第5 意見書案第13号 | 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書 |
| 日程第6 意見書案第14号 | 暮らせる年金の実現を求める意見書 |

○出席議員（11名）

- | | | | | | |
|-----|-----|-----------|-----|-----|-----------|
| 議 長 | 5番 | 高 橋 守 氏 | 副議長 | 1番 | 丸 山 修 一 氏 |
| | 2番 | 岩 崎 龍 子 氏 | | 3番 | 佐 藤 孝 治 氏 |
| | 4番 | 齊 藤 且 氏 | | 6番 | 武 田 悌 一 氏 |
| | 7番 | 儀 惣 淳 一 氏 | | 9番 | 谷 津 邦 夫 氏 |
| | 10番 | 藤 浪 成 憲 氏 | | 11番 | 扇 谷 知 巳 氏 |
| | 12番 | 熊 谷 進 氏 | | | |

○欠席議員（1名）

- 8番 猿 田 重 夫 氏

○説明員

- | | | | |
|---------|----------|-------------|-----------|
| 市 長 | 小林 和 男 氏 | 副 市 長 | 西城 賢 策 氏 |
| 総 務 部 長 | 森 原 裕 氏 | 総 務 課 長 | 星 野 直 義 氏 |
| 財 務 課 長 | 右 田 敏 氏 | 企 画 経 済 部 長 | 松 本 哲 宜 氏 |

企画振興課長	須河 恵介 氏	農林課長	松浦 基晴 氏
商工観光課長	中村 正法 氏	環境福祉部長	澤上 弘一 氏
市民生活課長・	内田 克広 氏	福祉事務所長	阿部 弘之 氏
選管事務局長			
保健福祉課長	永田 徹 氏	建設部長	中沢 敏男 氏
建設管理課長	金子 満 氏	建設課長	米田 廣文 氏
水道課長	作佐部 盛秀 氏	教育委員長	大野 政行 氏
教育長	富樫 繁樹 氏	教育次長	黒田 憲治 氏
学校教育課長	栗山 俊彰 氏	社会教育課長	田中 哲也 氏
病院事務局長	吉田 正幸 氏	消防長	富田 照男 氏
署長兼	辻道 元信 氏	消防課長	石岡 竹志 氏
総務予防課長			
生活安全センター長	西原 淳志 氏	監査委員	宇野 政美 氏
監査委員事務局長	土岐 学 氏		

○出席事務局職員

議会事務局長	北山 一幸 氏	総務係長	豊口 哲也 氏
--------	---------	------	---------

◎開 議 宣 告

◎議長（高橋 守氏） ただいまから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 諸 般 報 告

◎議長（高橋 守氏） 日程の1 諸般報告に入ります。

一般行政報告の追加について市長から報告を求めます。

市長、登壇説明願います。

小林市長。

（市長小林和男氏 登壇）

◎市長（小林和男氏） 行政報告追加分について申し上げます。

報告第1号石狩川水系幾春別川総合開発事業の建設に関する要望を12月の12日に行いました。行動先につきましては、石狩川開発建設部、それから北海道開発局建設部長等についてお会いいたしまして、御承知のように、11月の7日に官報で正式に告示されましたように、幾春別川総合開発につきましては、平成22年完成を目指して新桂沢ダム及びぼんべつ三笠ダムが建設されることになりまして、それに伴いまして、特に桂沢ダム並びに桂沢大橋が自然環境にマッチする、そしてまた振興開発構想にも示してありますように、ただ単なるコンクリートの塊ではなし、もっとデザイン化されたダム堰堤ができないかというようなことで、これは三笠にとっては平成16年に完成する予定のときには既に古い議員の方々についてはおわかりだと思いますが、造形美術家の建島先生のデザインをもとにして要請行動を行ってきたわけでありまして、それがいわゆる国の財政状況から延び延びになって、約10年近くもおくれたというようなことから、何とかそういうデザイン化したダム堰堤ができないのかということ、また桂沢大橋もかけかえするわけでありまして、ダムの部分についてもそういったことを含め、またダムの資料館の建設等についても要請活動を、これは開発期成会とは別に三笠市独自で行ってまいりました。

その結果につきましては、御承知のように、開発庁、いわゆる国の出先機関について今大揺れのところで、分権委員会の中では基本的にはこういう出先機関を統合すれというようなこと等もあります。しかし、これは一朝一夕に解決する問題ではありませんので、時間がかかると思います。そんなことから、今後とも私どもとしては要請していきたいと思いますが、状況としては非常に厳しい環境に置かれているということも話されておりました。しかし、お互いに立場を超えて地域にこのダムが、あるいはまた自然環境にマッチした、そして三笠の特徴ある、そういった堤体になるように、我々としても今後努力していくことを申し上げ、そして開発局のほうも何とか三笠の希望に沿うように努力したいと、

そういう意向も示されたところでございます。

以上、追加分について御報告申し上げます。

◎議長（高橋 守氏） これより、一般行政報告に対する質問に入ります。

報告第1号総務部関係について。

熊谷議員。

◎12番（熊谷 進氏） 先般来この件に関して市長から報告がありまして、今回改めてこの平成22年と今おっしゃいましたか。最終駅が見えてきたというようなことで、恐らく市長も安堵しておられるのだらうと、こう思います。

そこで、このデザイン化の関係、私も何年のころにどこでというのを明快に覚えていないのですけれども、恐らく福島県だったと思いますけれども、城の石垣をモチーフしたダムを見たことがあります。

そこで、かれこれ1年ぐらい前でしょうか。開発局が音頭をとったのだらうと思いますけれども、私ども商工会にも、このデザイン化の検討のための委員を出してほしいということで、ある役員を出しております、工業大学を出た人間なのですけれども。ここらは開発局と市の関係では、そのデザイン化について何か具体的なことを進めてきているのかどうかと、ここだけちょっとお聞きしておきたいと思うのですけれども。

◎議長（高橋 守氏） 小林市長。

◎市長（小林和男氏） デザイン化につきましては、もう既に発足いたしまして、私ども行政側からも入っておりますし、市内の各団体も参加させていただいて、桂沢ダム景観委員会を組織いたしまして、これは道内ではそれぞれ大学とかあるいはそれをプロとしているデザイナー等が参加して、外部からは5名の方々が参加していただいて、私ども2回ほど議論いたしました。

その中で、それぞれ委員は勝手なことを言うわけですがけれども、我々としてはあくまでも振興開発構想は、御承知のように、振興開発構想については半年かけて市内の若い人から高齢の方々を含め、各団体を含めて議論してきました。それで一定の経過があるわけであります。そういった意見等もとりながら、現在、議論をしている最中であります。

いずれにしても、ダムのほうとしては、まず来年以降は橋のかけかえとつけかえ道路等がありますので、あの桂沢大橋のまず景観をどうするかと、ダムの橋の、今アーチ型の形のあれですけれども、例えば福井県はあそこはもう恐竜がたくさん出るということから、欄干が橋梁がうねっているような欄干のデザイン化をしております。そんなことを含めながら、いろいろ議論している最中でございます。

◎議長（高橋 守氏） 熊谷議員。

◎12番（熊谷 進氏） 今後当然詰まっていくと思うのですけれども、私なりに思いますことは、そのデザインの中に、今後、本市が歩む将来像あるいは色とか形における三笠市のイメージといったようなことが大事なのではないかという気がするのです。当然詰める段階では折に触れて市長や副市長からいろんなサジェスションが行われると思うのです。

けれども、やはり将来像、そこにおけるイメージといったようなことをぜひ大切にしてい
ただきたいなど。このことだけは申し上げておきます。

◎議長（高橋 守氏） よろしいですか。

ほかに質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 質問ないようですから、一般行政報告については、報告済みとし
ます。

以上をもちまして、諸般報告を終わります。

**◎日程第2 議案第66号、議案第67号、議案第70号及び
議案第71号について（委報第7号）**

◎議長（高橋 守氏） 日程の2 委報第7号、議案第66号、議案第67号、議案第7
0号及び議案第71号についてを一括議題とします。

本件は、さきの本会議において、総務経済常任委員会に付託したものであり、委員長よ
り審査報告書が提出されております。

この際、委員長の報告を求めます。

藤浪委員長、登壇報告願います。

（総務経済常任委員会委員長藤浪成憲氏 登壇）

◎総務経済常任委員会委員長（藤浪成憲氏） さきの本会議で付託になりました議案につ
きまして、その審査の経過と結果につきまして御報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、議案第66号、議案第67号の条例改正2件、議案
第70号の計画変更1件、議案第71号の補正予算1件の計4件であり、以下順次御報告
申し上げますが、審査の内容の一部を省略し、簡略に報告したいと思います。また、御配
付の文書及び資料の説明につきましても省略いたしますので、御了承賜りたいと思いま
す。

最初に、議案第66号三笠市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について及び議
案第67号三笠市税条例の一部を改正する条例の制定については、条文審査を含め、特段
の質疑、討論もなく原案可決することに決定いたしました。

次に、議案第70号三笠市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更については、その主
な質疑といたしまして、過疎法による議会の決議を求めることと、北海道知事との協議を
行うことの順番はどちらが先となるのかとの質疑に対して、北海道知事との協議が先に
あって、その上で議会の議決を求めるものであるとの答弁がありました。

過疎計画上の市営バスの購入台数3台と、現在、所有している2台との差に関しての計
画変更の考え方について。また、現在の市営バスの運行に関して、市民の足を確保する観
点から、将来にわたって総合的に判断する時期が来ることを見越して、今から先進条例等

を研究しながら備えるべきではないかとの質疑に対し、平成17年度から後期計画では3台購入して計画した中で、2台を購入したものである。過疎債の枠として確保しておく観点から、3台のままとしているものである。また、市営バスの運行に関しては、萱野線の料金格差の問題や利用実態など、現状放置はできないと思っている。沿線住民の利用を含めて精査し、新年度へ向けて結論を出さなければいけないと思っており、再審査した上で議会へ相談して、委員会で協議していただきたいとの答弁がありました。

過疎法は時限立法であり、失効されては困ると考える。継続に向けて強力に要請を展開してほしいとの質疑があり、現在の過疎法は平成22年3月末で失効となるが、自民党や市長会を通じて国会議員への取り組みのほか、北海道として継続に向けて強く要請しているという段階であるとの答弁があり、特段の討論もなく、原案可決することに決定いたしました。

最後に、議案第71号平成20年度三笠市一般会計補正予算については、まず補正予算総括表について、現在の市の灯油購入価格は幾らかとの質疑に対し、1月の単価は税込みで73.5円であり、毎月中旬ごろに交渉して単価を決めているとの答弁がありました。

次に、歳出各款の審査に入り、第2款総務費の主な質疑としまして、住民訴訟に係る原告側の弁護士報酬についてとの質疑に対し、法律上、原告側が相当と認められる額の支払いについて、市へ請求することができるようになっており、現在、双方の弁護士で協議している最中であり、決定額をもって議会へ示したいとの答弁がありました。

みかさ楽校について、ふるさと三笠の応援団であり、みずから応援するとの観点で主体的な取り組みを期待しているが、行財政改革に取り組んでいる中で予算を伴うことであり、その投資効果などはどう考えているかとの質疑に対し、みかさ楽校会員と市民との交流の場として平成17年度にスタートし、フォーラムや各種教室などを実施してきたが、会員全員が一堂に会するのは難しいこととなり、事業のあり方について見直す時期に来ていると考えている。会員とも今後さらに協議し、21年度以降のあり方について予算時期までに調整していきたいとの答弁がありました。

次に、第3款民生費の主な質疑としまして、福祉灯油についての昨年度の申請実績と市民周知方法に関して受付期間が短いのではないかとの質疑に対し、昨年度の申請世帯数は対象世帯数1,132世帯のうち1,038世帯であり、94世帯が未申請であり、市民周知については1月1日号の広報みかさへの掲載と、対象と思われる世帯への戸別郵送、各市民センターでの受け付けを行うほか、福祉事務所にて受け付けている。申請は1月末までとし、使用期間は3月31日までとしている。受付期間が短いのではないかという点については、考慮させていただきたいとの答弁がありました。

北海道の助成金申請に当たっては、福祉灯油に限定されたものなのかとの質疑に対し、北海道の地域政策総合補助金の中に、今年度限りとして福祉灯油特別対策事業というメニューが追加されたものである。今回の福祉灯油助成に関しては、このところ灯油価格が下がってきていたが、諸物価の上昇などを考慮して、福祉灯油という形で出すことが市民

の生活支援につながるということで考えており、来年度以降どうするかについては、灯油の価格を見ながら考えていかなければいけないとの答弁がありました。

次に、第4款衛生費の主な質疑としまして、エコバック普及促進事業について、これにかかわるエコに関して事業化は新年度に向けて考えているのかとの質疑に対し、エコバックについては、既に各家庭に普及されていた現状から事業を中止したが、地球温暖化防止推進事業の中の一つとして、新年度へ向けて各家庭に意識を持ってもらうような取り組みを検討していきたいとの答弁がありました。

次に、第5款労働費、第8款土木費、第9款消防費、第10款教育費、第12款職員費、歳入、継続費、債務負担行為、地方債については、特段の質疑はなく、議案第71号については、特段の討論もなく、原案可決することに決定いたしました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての御報告といたしますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

◎議長（高橋 守氏） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、議案第66号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 次に、議案第67号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 次に、議案第70号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 最後に、議案第71号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 質疑ないようですから、議案第66号、議案第67号、議案第70号及び議案第71号についての質疑を終了します。

これより、討論、採決に入ります。

初めに、議案第66号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第66号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

議案第66号三笠市職員定数条例の一部を改正する条例の制定については、総務経済常任委員会委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第67号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第67号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第67号三笠市税条例の一部を改正する条例の制定については、総務経済常任委員会委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第70号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第70号について、委員長報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第70号三笠市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更については、総務経済常任委員会委員長報告のとおり原案可決されました。

最後に、議案第71号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第71号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第71号平成20年度三笠市一般会計補正予算については、総務経済常任委員会委員長報告のとおり原案可決されました。

◎日程第3 議案第68号、議案第69号及び議案第72号から議案第76号までについて(委報第8号)

◎議長(高橋 守氏) 日程の3 委報第8号、議案第68号、議案第69号及び議案第72号から議案第76号までについてを一括議題とします。

本件は、さきの本会議において、民生建設常任委員会に付託したものであり、委員長より審査の報告書が提出されております。

この際、委員長の報告を求めます。

齊籐委員長、登壇報告願います。

(民生建設常任委員会委員長齊籐且氏 登壇)

◎民生建設常任委員会委員長(齊籐 且氏) さきの本会議で付託になりました議案につ

きまして、その審査の経過と結果につきまして御報告いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案第68号及び議案第69号の条例改正案件2件、議案第72号から議案第76号までの補正予算案件5件の計7件であり、以下順次御報告申し上げますが、審査の内容の一部を省略し、簡略に御報告いたします。また、御配付の文書及び資料の説明につきましても省略いたしますので、御了承賜りたいと思いません。

最初に、議案第68号三笠市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてありますが、主な質疑としまして、新聞などでの報道にあるように、母体のスリム化が優先され2,000グラムを割る出産がふえている。少子高齢化が進み出産数が少ないとはいえ、だんなさんになる男性を含めた講習会の開催、安心して産み、育てられる環境づくりの考えはないかとの質疑があり、その答弁としまして、以前に教育委員会で父親、母親になる方の学習会を開催していたこともあり、生涯教育としても教育委員会での事業の状況も確認しながら対応を考えていきたいとの答弁があり、特段の討論もなく、原案可決すべきものと決定しました。

次に、議案第69号三笠市市営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定についてありますが、特段の質疑、討論もなく、原案可決すべきものと決定しました。

次に、議案第72号平成20年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算についてありますが、特段の質疑、討論もなく、原案可決すべきものと決定しました。

次に、議案第73号平成20年度三笠市介護保険特別会計補正予算についてありますが、質疑の前に、本来、保険給付費も12月に整理しているが、介護サービス利用者がふえたことなどにより、当初予算から約8,000万円程度増える見込みで、財源は国・道の負担金、一般会計からの繰り入れ、介護給付費準備基金取り崩しなどで賄う予定だが、基金が不足しており、約1,000万円の不足分について北海道財政安定化基金から無利子の借り入れや一部交付される可能性もあることから、3月で提案させていただきたいとの申し出の後に、主な質疑としまして、基金が底をつく状態であるが、現段階で保険料の値上げにつながるのかとの質疑に対し、その答弁といたしまして、約1,000万円を安定化基金から借り入れ、次期3年の期間で平均して返済すると、月額1人当たり70円程度上がる。保険料に影響があるため慎重に考えたい。決算見込みに近い数字で補正する必要があることと、道とのやりとりの中で一部交付も受けられる可能性もあることから判断したいとの答弁がありました。

介護施設のバランスを検討しながら運営していただきたい。市民の要求により、一定の施設は必要だが、多くなれば今後保険料の負担にもなってくる。その精査も必要ではとの質疑に対し、その答弁といたしまして、当初の計画外の増加もあり、このような事態となった。今後は計画外のサービスが発生しないようしっかり点検していきたい。市内施設の状況は、ぎりぎりの段階であり、ふやすことは難しいと考えている。計画を無視して指定したのは北海道であり、対応に問題があると考えているため、適切な対応をしていただ

けるよう申し入れしているところであり、その結果も踏まえて、3月に改めて提案したいとの答弁があり、特段の討論もなく、原案可決すべきものと決定しました。

次に、議案第74号平成20年度三笠市公共下水道事業特別会計補正予算についてですが、特段の質疑、討論もなく、原案可決すべきものと決定しました。

次に、議案第75号平成20年度三笠市水道事業会計補正予算についてですが、主な質疑としまして、最近の景気状況から、業務用の給水量は減っていると思われる。3年間を見越してクリアできると判断しているのか。景気の動向から3年間の見通しは立てにくいですが、大きくぶれない慎重な計画を立てることが、市民の方に安心して使ってもらえると思うとの質疑に対し、その答弁といたしまして、この3年間の人口減と事業減少は、今年度は予定の見込みと違ってきた。料金改正案の中の来年度以降は一定程度見込んでいます。今年度決算を見据えてしっかり状況を点検していきたいとの答弁があり、特段の討論もなく、原案可決すべきものと決定しました。

次に、議案第76号平成20年度市立三笠総合病院事業会計補正予算についてですが、質疑の前に、本来12月では、整理予算の補正を提案すべきであるが、財政健全化法の関係や改革プランの策定中でもあり、加えてさまざまな制度ができている状況もある。病院を確保するのは市の大きなテーマと思っており、22年度予定の不良債務処理5億円のうち、20年度には2億8,000万円を病院に入れたいと考えているが、入院患者等の収入見込みを慎重に見きわめたいことから、3月に整理予算で対応させていただきたいとの申し出の後に、主な質疑としまして、数年前に市立病院と札幌医大との間に光ファイバーで情報システムを結んでいるが、利用状況はとの質疑に対し、その答弁といたしまして、現在はNTTが光ファイバーを市内整備したことから、一般家庭でも利用できる状況。遠隔支援を受ける数は少なくなっているが、当時整備したものは院内の連絡網として利用しているとの答弁があり、特段の討論もなく、原案可決すべきものと決定しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての御報告とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

◎議長（高橋 守氏） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第68号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 次に、議案第69号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） ないようですから、次に、議案第72号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 次に、議案第73号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

- ◎議長（高橋 守氏） 次に、議案第74号について質疑を受けます。
（「なし」の声あり）
- ◎議長（高橋 守氏） 次に、議案第75号について質疑を受けます。
（「なし」の声あり）
- ◎議長（高橋 守氏） 最後に、議案第76号について質疑を受けます。
（「なし」の声あり）
- ◎議長（高橋 守氏） 質疑ないようですから、議案第68号、議案第69号及び議案第72号から議案第76号までについての質疑を終了します。
これより、討論、採決に入ります。
初めに、議案第68号について討論を行います。
（「なし」の声あり）
- ◎議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了します。
お諮りします。
議案第68号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- ◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。
議案第68号三笠市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、民生建設常任委員会委員長報告のとおり原案可決されました。
次に、議案第69号について討論を行います。
（「なし」の声あり）
- ◎議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了します。
お諮りします。
議案第69号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- ◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。
議案第69号三笠市市営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定については、民生建設常任委員会委員長報告のとおり原案可決されました。
次に、議案第72号について討論を行います。
（「なし」の声あり）
- ◎議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了します。
お諮りします。
議案第72号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- ◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。
議案第72号平成20年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算については、民生建設常任委員会委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第73号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第73号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第73号平成20年度三笠市介護保険特別会計補正予算については、民生建設常任委員会委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第74号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第74号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第74号平成20年度三笠市公共下水道事業特別会計補正予算については、民生建設常任委員会委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第75号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第75号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第75号平成20年度三笠市水道事業会計補正予算については、民生建設常任委員会委員長報告のとおり原案可決されました。

最後に、議案第76号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了いたします。

お諮りします。

議案第76号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第76号平成20年度市立三笠総合病院事業会計補正予算については、民生建設常任委員会委員長報告のとおり原案可決されました。

**◎日程第4 議案第77号 議会運営委員会及び各常任委員会
所管事項調査について**

◎議長（高橋 守氏） 日程の4 議案第77号議会運営委員会及び各常任委員会所管事項調査についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、議会運営委員長及び各常任委員長の共同提案にかかわるものであり、文書記載のとおりでありますので、提案説明、質疑及び討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

本案については提案説明、質疑及び討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

議案第77号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

議案第77号議会運営委員会及び各常任委員会所管事項調査については、原案のとおり可決されました。

**◎日程第5 意見書案第13号 国による公的森林整備の推進
と国有林野事業の健全化を求める意見書**

◎議長（高橋 守氏） 日程の5 意見書案第13号国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書を議題とします。

本案については、丸山議員ほか2人からの共同提案にかかわるものであり、この際、提出者を代表し、武田議員から提案理由の説明を求めます。

武田議員、登壇説明願います。

（6番武田悌一氏 登壇）

◎6番（武田悌一氏） 意見書案第13号国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書につきまして朗読提案させていただきます

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となる中で、グローバル化する森林の役割に対する要請が高まるなど、環境資源としての森林に対し、強い期待が寄せられています。一方、林業を取り巻く厳しい状況の中で、森林経営は脆弱化し、その担い手である山村は崩壊の危機に立っています。

このような中、森林整備を推進していくためには、森林所有者の森林経営意欲を創出す

るための施策の推進はもとより、森林・林業の担い手である山村の再生に向けた積極的な取り組みが極めて重要となっています。

このような時期に、国有林野事業はいわゆる行政改革推進法に基づき、業務・組織の見直しが予定されており、また旧緑資源機構は独立行政法人整理合理化計画に基づき19年度末で解散し、水源林造成事業等は森林総合研究所に継承させる措置が講ぜられたところでもあります。

今後の林政の展開に当たっては、森林吸収源対策の推進はもとより、特に国有林野事業等において、安全で安心できる国民の暮らしを守るために、重要な役割を果たす水源林等公益森林の整備、さらには地域林業・木材産業の振興を通じた山村の活性化に十全に寄与できるよう、下記事項の実現を強く要請します。

記。

1、森林吸収源対策を着実に推進するため環境税等税制上の措置を含め、安定的な財源を確保するとともに、林業・木材産業の振興施策の推進と森林所有者の負担軽減措置により森林経営意欲を創出すること。

2、緑の雇用対策等森林・林業の担い手対策の拡充、施業の集約化、路網の整備等による効率的・安定的な木材の供給体制の確保、さらには木材のバイオマス利用の推進等により間伐材を含む地域材の需要拡大対策の推進による地域林業・木材産業を振興すること。

3、水源林造成事業を計画的に推進するための組織体制を確保すること。

4、国有林野事業については、国民共有の財産である国有林を適正に管理するとともに、公的機能の一層の発揮を図るために国による管理運営体制の堅持及びその管理運営を通じて地域における森林・林業担い手の育成と地域活性化へ寄与すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年12月19日。

北海道三笠市議会。

提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣。

以上でありますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

◎議長（高橋 守氏） お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

意見書案第13号について、原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

意見書案第13号国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書は、原案可決されました。

本意見書は、議長名をもって本文記載の提出先へ送付させていただきます。

**◎日程第6 意見書案第14号 暮らせる年金の実現を求める
意見書**

◎議長（高橋 守氏） 日程の6 意見書案第14号暮らせる年金の実現を求める意見書を議題とします。

本案については、佐藤議員ほか3人からの共同提案にかかわるものであり、この際、提出者を代表し、佐藤議員から提案理由の説明を求めます。

佐藤議員、登壇説明願います。

（3番佐藤孝治氏 登壇）

◎3番（佐藤孝治氏） 意見書案第14号を朗読提案させていただきます。

暮らせる年金の実現を求める意見書。

高齢者の中で、所得が公的年金だけしかない世帯は約60%にも上ります。お年寄りの生活を支える大きな柱は年金であり、老後生活における年金の重要性は改めて確認するまでもありません。しかし、年金を受給していても低年金の場合が少なくありません。高齢者世帯の年間の所得分布は、100万円未満が15.7%であり、6世帯に1世帯が100万円未満です。また、100万円から200万円未満は27.1%です。特に高齢の女性単独世帯の所得の低さは際立っており、3世帯に1世帯は年間所得が100万円未満であり、50万円未満という世帯も35万世帯に上ります。

所得が十分でないために、生活保護を受ける高齢者もふえており、日本の年金制度が高齢期の貧困を防ぐという意味において、十分に機能していない実態も指摘されています。

今後、高齢者の所得をどう保障していくのか、また明らかに生活保護に比べて低い現行の老齢基礎年金の給付水準をどう見直していくかが、一つの課題となっております。

将来の安心をより確固としたものにするため、2004年の年金改革を踏まえ、暮らせる年金の実現を目指して、新たに創設される日本年金機構のもと、より安心して信頼できる年金制度へと改革を進めるべく、政府におかれては以下の点について特段の取り組みを行うよう、強く要望します。

記。

1、基礎年金の国庫負担割合を平成21年4月から2分の1へ引き上げること。

2、基礎年金の加算制度の創設や受給資格期間の10年までの短縮、追納期間の延長など、無年金・低年金対策を拡充すること。

3、高齢者の就労を促進し、所得向上に資するよう在職老齢年金制度の見直しを行うこと。

4、障害基礎年金等の配偶者、子の加算制度を見直すこと。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年12月19日。

北海道三笠市議会。

提出先は記載のとおりです。

以上、よろしく御審議くださいますよう、お願いいたします。

◎議長（高橋 守氏） お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

意見書案第14号について、原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

意見書案第14号暮らせる年金の実現を求める意見書は、原案可決されました。

本意見書は、議長名をもって本文記載の提出先へ送付させていただきます。

以上で、今定例会に付議された事件は、すべて終了しました。

◎市長あいさつ

◎議長（高橋 守氏） この際、市長から発言の申し出がありますので、許可します。

市長、登壇願います。

小林市長。

（市長小林和男氏 登壇）

◎市長（小林和男氏） 本日の第4回定例会をもちまして、平成20年の最終議会に当たります。

この1年間、議員の皆さん、そして市民の皆さん方の御支援、御協力をいただきまして、円滑な行政推進ができましたことを心から厚く感謝とお礼を申し上げたいと考えております。

平成20年も余すところわずかになりました。

振り返ってみますと、ことしも昨年同様、国民、市民に直結する問題が数多くございました。

まず、中国製ギョーザでの中毒から始まり、三笠フーズの汚染米不正転用などで揺らいだ食の安全問題、保険料の天引きなどで混乱した後期高齢者医療制度のスタート、アメリカの金融危機の影響により、打撃を受けた世界経済の悪化など、不安が多い1年でもあり

ました。また、政治の混迷も続きました。ねじれ国会での議論の行き詰まりなどによるガソリン暫定税率の失効や福田首相の突然の退陣による麻生内閣の誕生、十分な議論を行われないまま進んでいる定額給付金など、今後の地方行政運営に不安が残されるところであります。

一方、ことしも自然から驚異を受けた1年であったと思われまます。中国の四川大地震や岩手宮城内陸地震など、国内外で昨年に引き続き天変地異が起り、多くのとうとい人命を奪い、多額の被害をもたらしました。そしてまた、ことしは地球温暖化が一つの要因と見られるゲリラ豪雨によりとうとい命が奪われ、改めて性急な温暖化対策の必要性を痛感しているところでもあります。

翻って、三笠市を見ますと、ことしは年明け早々から公営住宅のペット問題に関する報道などでの騒動、3月には旧北炭幌内炭鉱排気立坑跡の陥没等の一連の事故など、先に不安が残る幕開けとなりましたが、おおむね解決することができました。皆様に御心配をかけたりましたが、大きな混乱もなく市政の執行ができたのも、議員の皆様の御協力のたまものと改めてお礼申し上げるところであります。

御承知のとおり、政府は夕張市の財政再建団体認定を契機に、地方公共団体財政健全化法を制定し、平成20年度決算から連結決算方式が導入されることとなり、地方自治体はさらに厳しい環境となることは否めません。特に、三笠においては市立病院の累積赤字の解消については、職員が一体となり改革プランを策定し、確実な実行により健全な財政運営を取り組んでまいります。

福田内閣、麻生内閣とも地域間格差の是正を重点課題として地方重視の姿勢はあるものの、決して楽観視できる状況ではなく、大変な時期を迎えた中での年の幕切れとなりました。

この中で、ことしは限られた予算により、サンファームエリア再開発事業における屋外売店棟やパークゴルフ場をオープンさせ、また健康増進施設として誘致した太古の湯もオープンすることができました。さらに、地球温暖化防止に向け、資源の有効活用を行うための新エネルギー導入調査や北海道洞爺湖サミットに関連した記念植樹や子ども環境広場などの事業を進めることができました。また、このたびは福祉灯油助成事業を御承認いただき、昨年度に引き続き、高齢者等低所得者世帯の福祉向上を図ることができました。

ことしの世相をあらわる漢字として変という字が選ばれました。これは政治や経済などの変化が多かった1年を象徴するのでありますが、来年はことしのような後ろ向きな変化ではなく、アメリカのオバマ次期大統領の言葉のように、前向きなチェンジとなることを願っております。

これからも引き続き地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立するため、行財政改革を推進するとともに、従来の慣習にとらわれることなく、研ぎ澄まされた感覚と新しい発想に裏打ちされた英知を融合させ、だれもが住んでよかったと思えるまちづくりを目指して、一生懸命行政のかじ取りをして頑張っていきたいと決意を新たに

しているところでございます。

そういった意味におきまして、私の足らざる面を議員の皆さん方の御叱正と励ましによって本年を過ごさせていただきましたことを心から厚くお礼申し上げ、これから年末年始、多事多端とは思いますが、どうかひとつ健康だけには御留意されまして、家族ともどもおそろいで新しい平成21年をお迎えいただきたいと思っております。

新年におかれまして、本年に引き続き、三笠のまちづくりに情熱を燃やして頑張っていたきたいと、このことを念願し、1年間御支援をいただいたことに対しますお礼を申し上げ、年末に当たっては私の感謝のごあいさつにかえさせていただきます。大変ありがとうございました。（拍手）

◎議長あいさつ

◎議長（高橋 守氏） 続いて、私からごあいさつ申し上げたいと思います。

平成20年3月定例会から今定例会12月まで、本当に皆様方の御協力を得まして、無事円滑な運営ができましたことを、心からお礼を申し上げたいと思います。

今まさにアメリカ発と言われる金融不安の中で、日本も地方も巻き込まれ、大変な経済の状況になってきて、国民が不安定な、また市民が不安定な気持ちの中で年を越さなければならぬ大変な状況になっていると認識をしております。

こういうときこそ、先人の知恵を学び、またこのときこそ先人の努力に報いるために、さらなる努力が市民皆さんも含めて必要なことだと感じている次第でございます。

今、地方分権に当たり、議会が変革を求められております。議会はより市民に近い立場で、より市民に接しながら市民にこの決定をした、議決をした説明責任を求められている時代でございます。議員全員が一致一丸となって、市民に一番近いところにいる議会であるべきではないかと思っております。

次年度に向けては、さらなる皆様方の御協力を得ながら、議会運営に邁進したいと考えておりますので、さらなる御協力をお願い申し上げたいと思います。

年末に入りまして、本当に皆様方につきましては、多忙の日を送ると思いますが、御健康には留意されまして、市民皆様とともに新しい平成21年が三笠にとっても、市民の皆さんにとっても、議会にとっても、行政にとっても輝かしい1年になることを御祈念申し上げまして、簡単ではございますけれども、最終日に当たっての、また年末に当たってのごあいさつにかえさせていただきますと思います。今後ともよろしくお願い申し上げたいと思います。（拍手）

◎閉会宣告

◎議長（高橋 守氏） 以上をもちまして、平成20年第4回定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午前10時52分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員